

天童中部小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた天童中部小学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目し、該当するか判断する。さらに好意で行った好意が相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当すると判断する。

(2) 本校のいじめの捉え方

上記を踏まえた上で、本校では全職員がいじめを次のように捉え、共通理解のもと、防止及び対応にあたるようにする。

「いじめ」は、教師や大人の見えない世界で起きている。そのため、子どもや保護者が「いじめられている」という訴えがあれば、教師から見て、違うと思っても「いじめ」問題として対応する。

(3) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ子どもの尊厳を保持することを目的に、学校、天童市教育委員会、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「天童中部小学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止への基本的な方向性

(1) いじめの未然防止

- ア. 学級内の対人関係を互いに認め合える関係性を育む（子と子）。
- イ. いじめだけでなく、子どもが安心して相談できる関係（子と教師）が築けるように、子どもの話を丁寧に共感的に聞く。
- エ. Q Uアンケートを活用し学級集団の理解に努め、改善を図る。
- ウ. 一人ひとりの子どもの思いや学びの事実を大事にした授業づくりに努める。
- エ. 児童会によるいじめのない学級づくり等、子ども自らがいじめ問題を主体的に考え、いじめを防止する取り組みを進める。
- オ. 全学級でいじめに関する授業を、年1回以上実施する（学級活動3M）
- カ. 加害児童をつくらないために、子ども一人ひとりの家庭環境や心理的不安やストレスなど、その子の背景も踏まえて、生徒指導を行うようにする。
- キ. 「加害児童をつくらないこと」を主眼に、保護者にもいじめ問題の情報提供などを行う。またPTA活動と連携し「子どもと話そう、子どもと語ろう」「情報モラル研修会」などの取り組みを行う。なお、情報モラル教育については、学校においても全教育活動の中で、意図的・計画的に指導する。
- ク. 発達障がいを含む、障がいのある児童や海外から帰国した児童、外国人の児童、被災児童など教育的課題等から特に配慮が必要な児童については、学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を行うようにする。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ア. 一人ひとりの子どもを丁寧に観察し、教職員相互の情報交換を密にする。
- イ. 相談窓口を複数にするなど、教育相談体制の充実を図る。
- ウ. 子ども、保護者へのアンケートを定期的に実施する。
- エ. 研修会を定期的に行い、教職員の資質向上を図る。

(3) いじめへの適切な対応と処置

- ア. いじめられた児童を徹底して守る。
- イ. 正確な実態把握、指導体制・方針の決定、児童への指導・支援、家庭との連携を図るなど、いじめが深刻化しないようにあるいは解消に向けて、いじめ防止対策委員会を中核として取り組む。
- ウ. 被害児童を守ることと同時に、加害児童の心情や背景に着目しながら、健全な人間関係を築けるよう加害児童への指導も行う。
- エ. 同調者や傍観者についても、それぞれの立場に合わせて適切な指導を行うようにする。
- オ. いじめの解消については、「いじめの行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上）」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を確認の上、解消とする。

3 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

校長、教頭、主幹、教務主任、学年主任、生徒指導部長、教育相談担当、養護教諭、学級づくり推進員による委員で構成される。必要に応じて学級担任や心理の専門家の参加を求める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ◇いじめ問題に取り組むための計画立案、実施状況の確認・評価、実施計画の再検討を行う。
- ◇いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
- ◇いじめに結びつく情報や子どもの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ◇重大事態が起こった場合は中核となって調査を行う。

4 いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

(1) いじめの未然防止及び早期発見のための方針及び体制の確立

- ア. 学校教育活動全体を通じた包括的ないじめ防止プログラムを策定する
- イ. いじめ防止対策委員会を中核に据えた組織的な対応を行う。
- ウ. 定期的なアンケート（子ども、保護者へのアンケート、いちょうっ子ミニアンケート）を実施する。
- エ. Q Uアンケートを実施し、望ましい学級集団を育成するための、学級集団の状態の把握と分析、それに伴う具体的な改善策について全職員で研修する。また「学級づくり推進だより」を参考にし、教師自身の学級経営をふり返る。
- オ. 児童会によるいじめのない学級づくり等、子ども自らがいじめ問題を主体的に考え、いじめを防止する取り組みを進める。
 - 例：・計画委員会による「良いところ発見」
 - ・イベント委員会による「ミニイベント」
 - ・生き物委員会による「動物とのふれ合い活動」

(2) 日常的指導の充実

- ア. 他者を共感的に理解できる豊かな情操や、互いの人格を尊重する態度、他者との円滑なコミュニケーションを図る能力の育成を授業や学級づくりの中核に据える。
- イ. 直接的な体験を元にした学びを意図的に仕組み、実感を伴った実践力に結びつく活動を計画的に行う。
- ウ. 学級の係活動、諸行事等における係活動などの場面で、集団の一員として責任を果たすことを通し、自己有用感、自己肯定感を育てる。
- エ. いじめを含めた一人ひとりの子どもの課題を、学年や学校全体で共有し、児童理解を深める。そのことを通し、いじめを見逃さない教職員の見守る態勢をつくる。
- オ. インターネットによるいじめへの対処を図るため情報モラル教育を進める。

(3) 児童の実態の丁寧な把握

- ア. アンケートは、いじめの他、日頃抱える悩みなども把握できる内容とする。
- イ. 学級集団における個々の子どもの状況を把握するためにQ Uアンケートを年2回実施する。
- ウ. 日常的に、子どもについての情報交換を学年主任を中心に継続する。
- エ. アンケートや面談の資料は保管し、継続的に被害児童及び加害児童の指導を行うようにする。また6年児童については、進学先中学校にも資料を提供する。

(4) 教職員の研修と外部機関との連携

- ア. 子ども理解研修の定期的な研修を推進する。
- イ. Q Uアンケート等による実態の把握と、改善に向けた取り組みを行う。
- ウ. 諸アンケートの結果の見方についての研修を行い、一人ひとりの教員の情報分析能力、子ども理解の力を高める。
- エ. 家庭、地域や関係機関へ、本校のいじめの問題に関する情報を発信し、連携した取組を進める。
- オ. いじめ発生時は、保護者との連携を密にして、被害児童を守ることを第一とし、スクールカウンセラーの活用など、子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、加害児童に対しては、子どもの成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- カ. いじめが犯罪行為であたると認められる場合や、子どもの生命、身体または財産に被害が生じる場合は、直ちに警察に通報するなど、警察、児童相談所等の関係機関や専門機関との連携を図る。

5 重大事態への対応

(1) 報告

重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに市教育委員会へ報告する。

(2) 調査組織の設置（法28条）と調査の実施

重大な被害が生じた疑いがあると認められた時や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時は、「いじめ防止対策委員会」を中核として対応する組織を直ちに設置するとともに、再発防止を視点に置いた「調査」を実施する。調査結果は直ちに市教育委員会へ報告する。

(3) 児童・保護者への報告

いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。また、加害児童及びその保護者についても同様に報告を行う。

6 平成30年度の具体的な取り組み ※別紙参照

7 その他

「天童中部小学校いじめ防止基本方針」は、前年度の評価をもとに修正を加えるなどし、年度方針として策定する。また、本校ホームページ上などで公表する。